

(別紙 3)

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	岡山県公益認定等委員会
設置根拠等	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条 岡山県公益認定等委員会条例
設置年月日	平成20年5月1日
委員数・任期	3人以上7人以内 任期2年(令和4年5月1日～令和6年4月30日) 委員名簿 別添のとおり (http://www.pref.okayama.jp/page/detail-21160.html)
所掌事務	<ul style="list-style-type: none">一般社団法人及び一般財団法人からの公益認定の申請等に対し、岡山県知事からの諮問に対する答申特例民法法人からの移行認定及び移行認可の申請に対し、岡山県知事からの諮問に対する答申公益社団法人及び公益財団法人に対する勧告、命令及び公益認定の取消し等の措置をとることの岡山県知事に対する勧告
公開・非公開の別(非公開理由)	個別事案の審議に関しては非公開とするが、答申内容については公益法人行政総合情報サイト(https://www.koeki-info.go.jp/)に公表する。 <p>審議に際して、各法人の組織、活動、財務の詳細な情報を扱うため、公開することにより当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を損なうおそれがあるため、並びに審議等に関する情報であり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。</p> 根拠：岡山県公益認定等委員会運営規程第9条
開催実績等	令和3年度 3回開催 <ul style="list-style-type: none">諮問案件の審議及び答申を行った。
事務局担当課	岡山県総務部総務学事課 法制班 電話 086-226-7209
備考	